

第1条 (目的)

この会員規約は、ベビーファーストシューズ協会（以下、「当協会」という。）の会員規約について定め、当協会を適切に運営することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この会員規約は、当協会の全ての会員に適用する。

第3条 (会員規約遵守の義務)

当協会の全ての会員は、この会員規約を遵守しなければならない。

第4条 (会員の定義)

会員とは、当協会の目的に賛同した個人である。

第5条 (入会手続)

入会を希望する全ての個人は、当協会が定める入会方法にて入会手続を行い、代表の承認を得なければならない。所定の年会費を納め、かつ代表の承認を得た後、当協会に入会することができる。入会日は、当協会が年会費を受領した日と定める。

第6条 (入会金および年会費)

年会費は以下とする。

- ・梅コース：会費なし
- ・竹コース：年 6000 円（月@500 円）
- ・松コース：年 12,000 円（月 1,000 円）

年会費の対象期間は毎年4月1日から翌年3月31日の1年を対象とする。年度内に当協会を退会した個人が再度入会する場合、改めて年会費を入会時に納めるものとする。

例：6月入会の場合 竹コースの方/6月～3月・9ヶ月なので、初年度の年会費は4500円になります。

以降4月より年会費6,000円をお納めください。

第7条 (特典)

会員（竹コース、松コース）は、次の特典を受けることができる。梅コースは参加費を支払うことで受けられる特典もある。

1. ベビーファーストシューズ協会主催の各種セミナー、講習会、イベント、勉強会、研究会等への特別割引にて参加。
2. 交流会への参加。（オンライン含む）
3. ブラッシュアップ。
4. 季節や新作のアイデア募集。

第8条 (会員証)

1. 当協会は会員に対し会員証を1枚発行する。
2. 会員証の有効期限は会員資格有効期間内とする。
3. 会員証を紛失した会員は、速やかに当協会へ連絡し、再発行の手続きをおこなう。なお、再発行には手数料を当協会へ支払う。
4. 会員証は他人への貸借、譲渡は出来ない。
5. 会員資格の喪失になった場合は速やかに会員証を返却する事。
6. 特典を受ける場合には必ず会員証を提示するものとする。（提示がない場合は特典を受ける事が出来ない）

第9条（会員資格の有効期限）

会員資格の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

年途中で入会する個人は、入会日から直近の3月31日までが会員資格の期間とする。

更新は2月初旬に資料を会員へ資料を送付し、その後はメールにて更新の案内をする。

退会の申し出または除名もしくは会員資格の喪失がない限り、更新料を支払った者について自動的に更新されるものとする。

第10条（金銭授受に関する規定）

当協会に納入した年会費の返還は行わない。

当協会が振込人を識別できない場合に生じた会員の不利益について、当協会はその責を負わない。会員の振込が過払いとなった場合、当協会は過払金を返還する。その際にかかる手数料は会員が負担するものとする。

第11条（変更情報の通知義務）

入会申込書に記載された内容が変更された場合、会員は速やかに当協会に変更内容を伝えなければならない。前項の通知を怠ることにより会員が不利益を被ったとしても、当協会はその責を負わない。

第12条（入会不承認）

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当協会は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に当協会から資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合
- (4) その他当協会が、当会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第13条（退会手続）

会員は、退会する場合、協会メールアドレス（yatsugatakebaby@yahoo.co.jp）へ退会意志のメールを送ることで、任意にいつでも退会することができる。会員証は速やかに返還。退会時において、当協会は既に払い込まれた金銭の返還義務を負わない。

第14条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 死亡し、もしくは失踪宣告を受けた時。
3. 除名されたとき。
4. 協会が記載した更新料を支払わなかったとき。
5. 更新料を期限内に収めなかったとき。
6. その他、当協会が会員資格の継続が難しいと判断した場合。

第15条（除名）

会員が次に該当する場合には、当協会の判断により除名することができる。

1. 当協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
3. 偽計または威力を用いて当協会の業務を妨害されたとき。

4. その他除名すべき正当な事由があるとき。

第 16 条（免責および損害賠償）

1. 会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとする。
2. 会員間の問題に関して、本協会は一切の責任を負わないものとする。

第 17 条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第 18 条（合意管轄）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 19 条（協議事項）

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

第 20 条（会員規約の変更）

当協会は、運営のために必要と判断される場合、本規約を変更できる。

第 21 条（禁止事項）

会員は、当協会による活動にあたり、以下に挙げる行為を行ってはならない。

1. 当協会の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
2. 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
3. 当会員、第 3 者もしくは当協会の財産及びプライバシーを侵害する行為又は、侵害する恐れのある行為。

第 22 条（個人情報の保護）

1. 会員の個人情報（住所、氏名、写真、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等）は、全会員がその取扱いに十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡や売却、何らかの媒体に公表してはならない。

第 23 条（知的財産の保護）

1. 当協会が作成し発行するすべての資料、データ等については、無断で他の媒体に掲載したり、第三者に譲渡や売却をしたり、公表をしてはならない。

以上、本協会の総ての会員に本規約を適用するものとし、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則

本会員規約は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

《ベビーファーストシューズ協会加入申込書》

私は、貴協会に加入し、加入者として活動するにあたり、上記規約を遵守することを約束します。私が上記契約を遵守しなかった場合、加入資格を取り消されることについて予め承するとともに、貴協会から損害賠償の請求を受けても意義を申し立てません。

ベビーファーストシューズ協会 御中

年 月 日

住 所 (〒 -)

氏 名

Ⓜ

- ※ ボールペンで記入をお願いします。日付は資料の記入日になります。
- ※ ダウンロードして2部印刷し、記入・押印をお願いします。記入・押印後は2部協会へ送ってください。
- ※ 協会・受講生1部ずつ保管するものとします。